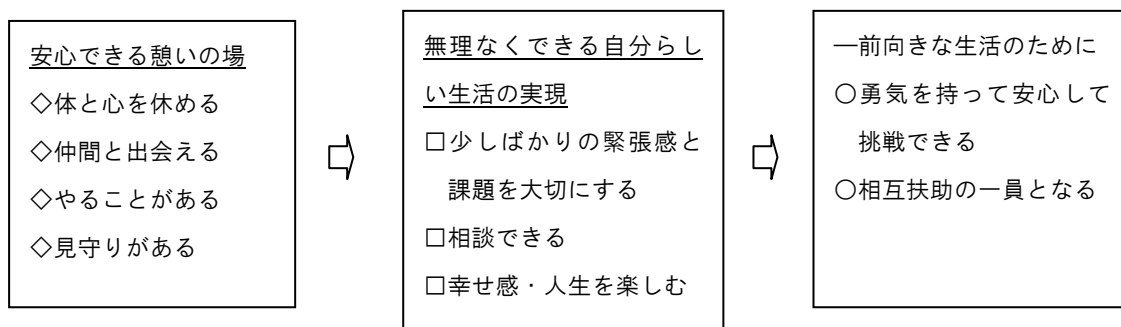


未法人時代の考え方

- ・ 困った時には助け合おう
- ・ どんな人も受け入れる

「安心できる場」から始めるゆいのもり式支援の流れ



法人設立時の趣意書 2002年(平成14年)9月30日

1. 社会福祉法人設立の趣意

私たちは、精神障害者の地域生活を支援するために、13年間にわたり共同作業所を運営してきました。気軽に通える場の存在が精神障害者の地域生活の支援に大きな役割をもつことが分かりました。作業所は仕事の間でもあり、憩いの場でもあります。また、身近な地域での活動は市民と接する機会が多く、精神障害者に対する偏見を取り除く役割も果たしてきました。

折りしも、日本の精神障害者保健福祉の流れは、病院中心のケアから地域ケアへという大きな転換の中にあり、その流れを地域の中で推し進めてきたのが共同作業所です。

私たちは、作業所活動に多くの可能性を見出しました。しかし、作業所は法人格を持たないために、活動全ての面において関係者の個人的責任の下で行わざるを得ないという運営基盤の弱さ・不安定さを持っており、施設・財政そして日々の活動は厳しい制約を受けざるを得ませんでした。

そこで、私たちは社会福祉法人格を取得し、安定した運営基盤を獲得したいと思います。さらにその基盤の上で、最初の事業として働く場をさらに充実するための通所授産施設を開設します。

ここを拠点に、精神障害者の様々な地域生活支援活動の発展に寄与していきたいと考えます。

2. 社会福祉法人の事業

- ①社会福祉法人設立後、最初の事業として通所授産施設を開設し、その運営にあたっては以下の観点を基本にします。

1) 授産活動として交流の場になるようなカフェレストラン併設のパン屋を運営します。ここでは、能力と希望に応じて働けるように複数の作業内容を準備します。 2) 障害者が住みやすい地域社会をつくるために、コミュニティの一員として協力します（パン作りでの地場産材料の使用、ボランティア育成・学校教育との連携等）。 3) 当事者の運営参加を保証し、当事者活動を支援します。 4) 地域からの相談も含めて関係機関と連携を保ちながら権利擁護活動に取り組みます。

②授産施設開設以降、共同作業所の小規模授産施設への移行および共同作業所の公益事業化をはかり、将来的には生活の場であるグループホーム・福祉ホーム等の福祉事業の展開を目指します。

ゆいのもり福祉協会活動指針

2009年（平成21年）4月1日から2013年（平成25年）3月まで

移行後3年まで

■ゆいのもり福祉協会活動指針

ゆいのもり福祉協会は、法人設立の趣意に基づき、障がいをもつ方が自立し、充実した人生を実現し、安心して暮らせる社会をつくることを目的とする。

ゆいのもり福祉協会は「社会参加」を第一義に考え、各福祉事業を実践する。具体的な社会参加の場として「各種相談」「セルフケアへの支援」「生きがい活動」「就労支援」「福祉環境改善に対する支援」（以下に詳細を記す）を実施しつつ、本人の希望する「自立した地域生活」実現に向けて支援を行う。

ゆいのもり福祉協会が各福祉事業を実施する際のキーワードは次の3つである。

「自信を取り戻す」「働くことや社会との関わりは障がいの回復に有用である」

「能率によって人を切り捨てない」である。

支援項目	具体的活動
セルフケア(健康維持、日常生活能力、対人関係能力、安心感、自己肯定感、障害を抱えての自分なりの生き方働き方、相互支援)への支援、精神保健福祉相談等	日常活動、レクリエーション、スポーツ活動、グループ活動、ミーティング、各種情報提供、当事者家族等からの各種相談、各相談窓口・相談事業所と連携した支援、
作業による自己実現・生きがい・社会参加への支援	日常作業、パソコン教室、レクリエーション他
就職への支援	日常作業、利用目的の明確化、定期面談、就労学習会、就労支援センター等支援機関との連携

環境改善に対する支援（障害当事者へのエンパワメント・家族支援・地域ネットワーク・施策提言）	当事者ニーズの聞き取り、当事者講師派遣、家族会・昭島市福祉ネットへの参加、都精神保健福祉関係機関への参加、行政への施策提言、通信発行、地域バザーへの参加、実習生・ボランティア受入、活動報告会、学習会
---	---

■職員としての基本倫理

- ①利用者と共に(利用者との関係性)…利用者の障がいおよび病気に対し理解し、ともに歩み、ともにその回復を喜ぶ。またわるい時は一緒に考え冷静に対処する。
- ②人権尊重…利用者の人権を尊重し、侵害されることがないように見守り支援する。
- ③主体性の尊重…利用者が自分の意思を表現しやすい状況を作って自己決定できるように支援する。
- ④社会的責任…活動が地域社会全体の利益になるように心がける。
- ⑤個人情報の保護…職業上知り得た個人情報は口外してはならない。